

埼玉県内の類型指定及び見直しの状況（一般項目）

(1) 河川

類型	水 域	指定年月日	廃止年月日	達成 期間	指定方法	
A A	荒川上流（1）（中津川合流点より上流）	S47. 4. 6		イ	環境庁告示7	
	赤平川	H17. 4. 12		ロ	埼玉県告示875	
A	荒川中流（熊ヶ谷から秋ヶ瀬取水堰まで）	H21. 3. 31		イ	環境省告示14	
	荒川上流（2）（中津川合流点から熊ヶ谷まで）	S47. 4. 6		イ	環境庁告示7	
	人間川下流（成木川合流点より下流）	H17. 4. 12		ロ	埼玉県告示875	
	人間川上流（成木川合流点より上流）	S46. 12. 17		ロ	埼玉県告示1646	
	越辺川上流（高麗川合流点より上流）	〃		ハ	〃	
	都幾川	〃		ハ	〃	
	高麗川	〃	H16. 3. 26	ハ	〃	
	〃	H16. 3. 26		イ	埼玉県告示541	
	成木川	H15. 3. 28		イ	埼玉県告示697	
	赤平川	S46. 12. 17	H17. 4. 12	ロ	埼玉県告示1646	
	横瀬川	〃		ロ	〃	
	利根川中流（坂東大橋から江戸川分岐点まで）	S46. 5. 25		イ	閣議決定	
	利根川上流（4）（群馬大橋から坂東大橋まで）	S47. 4. 6		イ	環境庁告示7	
	江戸川上流（栗山取水口より上流）	S45. 9. 1		ロ	閣議決定	
	小山川上流（元小山川合流点より上流）	S46. 5. 25		イ	〃	
	神流川（3）（笹川合流点から烏川合流点まで）	H15. 3. 27		イ	環境省告示	
	神流川（2）（入沢谷川合流点から笹川合流点まで）	S48. 3. 31		ロ	環境庁告示21	
B	荒川中流（熊ヶ谷から秋ヶ瀬取水堰まで）	S45. 9. 1	H21. 3. 31	イ	閣議決定	
	人間川下流（成木川合流点より下流）	S46. 12. 17	H17. 4. 12	ロ	埼玉県告示1646	
	越辺川下流（高麗川合流点より下流）	〃		ロ	〃	
	槻川	〃		ロ	〃	
	小畔川	H17. 4. 12		イ	埼玉県告示875	
	霞川	H18. 3. 24		ロ	埼玉県告示543	
	成木川	S46. 12. 17	H15. 3. 28	イ	埼玉県告示1646	
	市野川上流（滑川合流点より上流）	〃		ロ	〃	
	和田吉野川	〃		ロ	〃	
	渡良瀬川（4）（新開橋から利根川合流点まで）	S48. 3. 31		ロ	環境庁告示21	
	福川	S46. 5. 25		ロ	閣議決定	
	小山川下流（元小山川合流点から利根川合流点まで）	〃		ロ	〃	
	唐沢川	H18. 3. 24		ハ	埼玉県告示543	
	元小山川	S46. 5. 25		ロ	閣議決定	
	烏川下流（森下橋から利根川合流点まで）	S48. 3. 6		ロ	群馬県告示	
	神流川（3）（笹川合流点から烏川合流点まで）	S48. 3. 31	H15. 3. 27	イ	環境庁告示21	
	C	荒川下流（2）（笹目橋より下流）	H10. 6. 1		イ	環境庁告示27
		荒川下流（1）（秋ヶ瀬取水堰から笹目橋まで）	S45. 9. 1		ハ	閣議決定
		鴨川	S46. 12. 17		ハ	埼玉県告示1646
		小畔川	〃	H17. 4. 12	イ	〃
市野川下流（滑川合流点より下流）		〃		ロ	〃	
中川中流（元荒川合流点から花畑川分岐点まで）		S45. 9. 1		ハ	閣議決定	
中川上流（元荒川合流点より上流）		S48. 3. 31		ハ	環境庁告示21	
綾瀬川下流（古綾瀬川合流点より下流）		H15. 3. 27		ハ	環境省告示	
綾瀬川上流（古綾瀬川合流点より上流）		S45. 9. 1		ハ	閣議決定	
大場川		H18. 3. 24		ロ	埼玉県告示543	
元荒川		S46. 12. 17		ハ	埼玉県告示1646	
新方川		〃		ハ	〃	
大落古利根川		〃		ハ	〃	
新河岸川		H25. 3. 26		イ	埼玉県告示338	
白子川		〃		イ	〃	
黒目川		H15. 3. 28		イ	埼玉県告示697	
柳瀬川		H16. 3. 26		イ	埼玉県告示541	
不老川	H24. 2. 24		イ	埼玉県告示176		
谷田川	S48. 9. 11		ロ	群馬県告示		
D	荒川下流（2）（笹目橋より下流）	S45. 9. 1	H10. 6. 1	ハ	閣議決定	
	芝川	H24. 2. 24		イ	埼玉県告示176	
	古綾瀬川	H18. 3. 24		ロ	埼玉県告示543	
	新河岸川	H16. 3. 26	H25. 3. 26	イ	埼玉県告示541	
	白子川	〃	〃	イ	〃	
E	芝川	S46. 12. 17	H24. 2. 24	ハ	埼玉県告示1646	
	綾瀬川下流（古綾瀬川合流点より下流）	S45. 9. 1	H15. 3. 27	ハ	閣議決定	
	新河岸川	S46. 12. 17	H16. 3. 26	ハ	埼玉県告示1646	
	白子川	〃	〃	ハ	〃	
	黒目川	〃	H15. 3. 28	ハ	〃	
	柳瀬川	〃	H16. 3. 26	ハ	〃	
不老川	〃	H24. 2. 24	ハ	〃		

(2) 湖沼

類型	水 域	指定年月日	廃止年月日	達成 期間	指定方法
A Ⅲ	下久保ダム貯水池（神流湖）（全域）	H15. 3. 27		イ イ	環境省告示36
A Ⅲ	二瀬ダム貯水池（秩父湖）（全域）	〃		イ イ イ	〃
A Ⅲ	荒川貯水池（彩湖）（全域）	H25. 6. 5		※ イ	環境省告示59

達成期間の分類は次のとおり。

イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

※ 荒川貯水池のCODについては、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めるとし、令和4年度までの暫定目標をCOD3.7mg/Lとする。

埼玉県内の類型指定の状況（水生生物保全項目）

（1）河川

類型	水 域	指定年月日	廃止年月日	達成期間	指定方法
生物A	利根川上流（坂東大橋より上流）	H21. 3. 31		イ	環境省告示14
	小山川上流（1）（間瀬川合流点より上流）	H20. 12. 16		〃	埼玉県告示1688
	神流川	H21. 3. 31		〃	環境省告示14
	荒川（イ）（玉淀ダムより上流）	〃		〃	〃
	入間川上流（成木川合流点より上流）	H20. 12. 16		〃	埼玉県告示1688
	越辺川上流（1）（毛呂川合流点より上流）	〃		〃	〃
	都幾川上流（玉川橋より上流）	〃		〃	〃
	槻川上流（大内沢川合流点より上流）	〃		〃	〃
	高麗川上流（天神橋より上流）	〃		〃	〃
	成木川	〃		〃	〃
	赤平川	〃		〃	〃
	横瀬川	〃		〃	〃
生物B	利根川中・下流（坂東大橋より下流）	H21. 3. 31		〃	環境省告示14
	江戸川及び旧江戸川	〃		〃	〃
	中川	〃		〃	〃
	綾瀬川	〃		〃	〃
	古綾瀬川	H20. 12. 16		ロ	埼玉県告示1688
	大場川	〃		〃	〃
	元荒川	〃		イ	〃
	新方川	〃		〃	〃
	大落古利根川	〃		〃	〃
	渡良瀬川（3）・（4）（袋川合流点より下流）	H21. 3. 31		〃	環境省告示14
	福川	H20. 12. 16		〃	埼玉県告示1688
	小山川上流（2）・下流（間瀬川合流点より下流）	〃		〃	〃
	唐沢川	〃		〃	〃
	元小山川	〃		ロ	〃
	荒川（ハ）（正喜橋より下流）	H21. 3. 31		イ	環境省告示14
	芝川	H20. 12. 16		〃	埼玉県告示1688
	新河岸川	〃		〃	〃
	白子川	〃		〃	〃
	黒目川	〃		〃	〃
	柳瀬川	〃		ロ	〃
	不老川	〃		イ	〃
	鴨川	〃		ロ	〃
	入間川下流（成木川合流点より下流）	〃		イ	〃
	越辺川上流（2）・下流（毛呂川合流点より下流）	〃		〃	〃
	小畔川	〃		〃	〃
	都幾川下流（玉川橋より下流）	〃		〃	〃
	槻川下流（大内沢川合流点より下流）	〃		〃	〃
	高麗川下流（天神橋より下流）	〃		〃	〃
	霞川	〃		〃	〃
	市野川	〃		〃	〃
和田吉野川	〃		〃	〃	
生物特B	荒川（ロ）（玉淀ダムから正喜橋まで）	H21. 3. 31		〃	環境省告示14

（2）湖沼

類型	水 域	指定年月日	廃止年月日	達成期間	指定方法
湖沼	下久保ダム貯水池（神流湖）	H21. 3. 31		イ	環境省告示14
生物A	二瀬ダム貯水池（秩父湖）	〃		〃	〃

※ 達成期間の分類は次のとおり。

イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成